

東証上会第474号
平成19年10月31日

情報取扱責任者 各位

株式会社東京証券取引所
上場部長 河野 秀喜

金融商品取引法制の整備並びに上場制度総合整備プログラム
対応及び組織体制の変更に伴う業務規程の一部改正に関する
適時開示実務上の取扱いの見直し等について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、当取引所は、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)の施行(平成19年9月30日)による金融商品取引法制の整備、本年4月に公表した「上場制度総合整備プログラム2007」に掲げる「直ちに実施する事項」(第一次実施事項)を中心として、株主・投資者の保護及び尊重を図りつつ、流通市場の機能を適切に発揮させ、上場会社の企業価値及び国際競争力の向上を支援する観点から、企業行動に係る制度整備、市場制度の整備及び上場規則の実効性確保に係る対応に加えて、多様な商品の上場に向けた対応を図るとともに、当取引所の自主規制機能強化に向けた組織体制の変更に併せて有価証券上場規程等の体系を見直すなどの業務規程の一部改正等¹、

本年5月のいわゆる合併等対価の柔軟化等の会社法施行 等に併い適時開示実務上の取扱いその他会社情報適時開示ガイドブック記載事項の見直し等を行うこととし、また、併せて、東京証券取引所自主規制法人の設立等に併う不適當合併等に係る上場廃止審査に関する実務上の手続きや合併等を行う場合に提出する概要書の様式・運用の見直し、

合併等の組織再編、公開買付け、MBO等に関する適時開示実務上の取扱いについて経済産業省企業価値研究会により公表された「企業価値の向上及び公正な手続確保のための経営者による企業買収(MBO)に関する報告書」(平成19年8月2日)や最近の開示実務の状況等を踏まえた見直し等を行うこととしましたので、お知らせ申し上げます。

¹ 「上場制度総合整備プログラム対応及び組織体制の変更に伴う業務規程の一部改正等について」(平成19年10月17日付け東証上場第22号)参照。なお、この規則改正は金融庁の認可を前提とする旨、お伝えしていたところ、認可が得られましたので、予定どおり11月1日より施行します。なお、本通知は、この規則改正の内容のうち特に実務上の取扱いを明示すべき点に絞って作成したものですので、改正規則の内容については上記平成19年10月17日付け東証上場第22号をご参照ください。

敬 具

見直しの詳細については、下記に掲げる資料をご確認ください。

記

項番	資料名
別添 1	金融商品取引法の施行等に伴う提出書類の見直しについて
別添 2	金融商品取引法の施行等に伴う親会社等の定義に係る見直しについて
別添 3	企業行動規範の概要について 別添 3 - 資料 1 買収防衛策の導入等に係る上場制度の概要について 別添 3 - 資料 2 M S C B 等の発行に係る実務上の留意事項について 別添 3 - 参考資料 企業行動に関する過去の要請について
別添 4	上場会社に対する自主規制の概要について
別添 5	不適當合併等に係る上場廃止審査の概要について
別添 6	合併等を行う場合に提出する概要書について
別添 7	M S C B 等の轉換又は行使の状況に関する適時開示実務上の取扱いについて
別添 8	最近の開示実務等を踏まえた合併等の組織再編、公開買付け、M B O 等に関する適時開示実務上の取扱いの見直しについて
別添 9	有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延に係る適時開示実務上の取扱いの見直しについて
別添 10	社債権者による新株予約権付社債の繰上償還請求に係る開示上の留意事項について
別添 11	自己株式取得に係る開示様式例について
別添 12	第三者割当による自己株式処分に係る開示様式例について
別添 13	M S C B 等の発行に係る適時開示実務上の取扱いの一部見直しについて

【留意事項】

- ・ 本見直しについては、資料中特記があるものを除き、原則として、平成 19 年 11 月 1 日から適用するものとします。
- ・ 上記見直しを反映した「会社情報適時開示ガイドブック」の改訂版は、別途送付する予定です。改訂版が送付されるまでの間、適時開示実務上の取扱い等については、本資料をご参照ください。
- ・ 上記見直し対象以外の「会社情報適時開示ガイドブック」に記載の法令諸規則の条文番号等については、新しい条文番号等に読み替えてご対応ください。
- ・ 上記見直しに係る資料に記載されている法令諸規則の条文番号等については、主に本則市場（第一部、第二部）の上場会社に関する条文番号等を記載しています。マザーズ市場の上場会社や外国上場会社については、引用している条文番号等が異なる場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 上記見直しに係る資料中、「監理銘柄（審査中）」「監理銘柄（確認中）」「整理銘柄」という呼称を用いていますが、施行日から 6 か月を超えない範囲内において当取引所が定める日までの間においては、従前どおり「監理ポスト」「整理ポスト」の呼称を用いることとなりますので、ご注意ください。
- ・ 平成 20 年 4 月 1 日以降の適用となる金融商品取引法における四半期報告書制度・内部統制報告制度の導入関係については、追ってお知らせ申し上げます。

以上